## 特定生産緑地 (清瀬市) の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

3 10 3 6 13 0 3 13 1	長の死亡に至って中川でものが		( )(10 St ) (EMA) / St
地区番号	位置	解除をする 特定生産緑地の面積	公示日
11	清瀬市下宿三丁目地内	約 340 ㎡	令和 5 年 12 月 8 日
49	清瀬市旭が丘五丁目地内	約 1,020 m²	
57	清瀬市下宿一丁目地内	約 3, 280 ㎡	
68	清瀬市旭が丘一丁目地内	約 1, 100 m²	
81	清瀬市中里五丁目地内	約 780 ㎡	
83	清瀬市中里五丁目地内	約 700 ㎡	
94	清瀬市下清戸五丁目地内	約 6,800 ㎡	
107	清瀬市野塩一丁目地内	約 280 ㎡	
124	清瀬市中里二丁目地内	約 60 ㎡	
126	清瀬市中里二丁目地内	約 190 ㎡	
129	清瀬市中里三丁目地内	約 1, 760 ㎡	
145	清瀬市中里三丁目地内	約 1, 310 ㎡	
156	清瀬市野塩三丁目地内	約 1,050 ㎡	
168	清瀬市中里一丁目地内	約 1,010 ㎡	
190	清瀬市上清戸二丁目地内	約 120 m²	
227	清瀬市中清戸一丁目地内	約 1, 200 ㎡	
235	清瀬市中清戸一丁目地内	約 330 ㎡	
236	清瀬市中清戸一丁目地内	約 1, 400 ㎡	

243	清瀬市中清戸三丁目地内	約 760 m²	
249	清瀬市中清戸三丁目地内	約 500 ㎡	令和5年12月8日
314	清瀬市中清戸四丁目地内	約 250 m²	
合 計		約 24, 240 m²	

「区域は解除図表示のとおり」